

議案第 37 号
令和 4 年度宝塚市一般会計補正予算（第 10 号）

資料 11-1 新型コロナウイルスワクチン接種事業 医師・看護師 スポット出務
報酬 減額理由について

1 概要

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国庫負担 10/10 で実施する事業であり、市内診療所で行う個別接種のほか、集団接種として常設のアピア会場のほか、ソリオホールなどの臨時(スポット)会場でワクチン接種を行っています。

令和 4 年度当初は、ソリオホール、東公民館、西谷会館における臨時(スポット)会場での集団接種を実施するに当たり、出務する医師及び看護師について市が直接雇用する方法での実施を予定していましたが、年間を通しての接種運営体制を具体的に構築するに際して、当該雇用については、会場運営に係る集団接種業務委託の仕様に含めることが可能となり、市が直接雇用を行う必要がなくなったため、全額を減額補正するものです。

なお、今回の補正予算要求までの間、減額を行わなかった理由は、時限的に許可をされている看護師の派遣契約が認められなくなるなどの国の接種方針が急に変更された場合に備えて、柔軟に対応できる余地を残していたものです。

また、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、国庫補助 10/10 で実施する事業であることから、当該歳出予算の充当元としていた同ワクチン接種対策費負担金についても、同様に歳入予算の減額補正をしています。

資料 11-2 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金返還金増額の理由
について

1 概要

新型コロナウイルスワクチン接種事業費として令和 3 年度に受け入れた「新型コロナウイルスワクチンウイルス接種体制確保補助金」については、令和 4 年度に事業実績報告を国に提出することとなっています。当該実績報告において国との調整が整ったため、令和 2 年度から 3 年度に歳入していた額のうち、歳出の実績額を超える差額分を国への返還金として、増額補正を行い、国に返還しようとするものです。

差額が発生した主な理由として、令和 3 年度末に実施した追加接種が年度をまたいで 2 か年度にわたって予算を執行することとなったことから、その実施に伴う集団接種業務委託料などの経費が、当初の見込みより少なくなったことが挙げられます。

2 積算

本返還金についての積算根拠は以下のとおりです。

新型コロナウイルスワクチン接種に係る歳入補助金名	①R2 から 3 年度 概算請求受入額	②R4 年度に提出 した実績報告額	①－②(差額) ＝返還額
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金	979,961,500 円	883,188,000 円	96,773,500 円